

2018年12月7日
衆議院原子力問題調査特別委員会

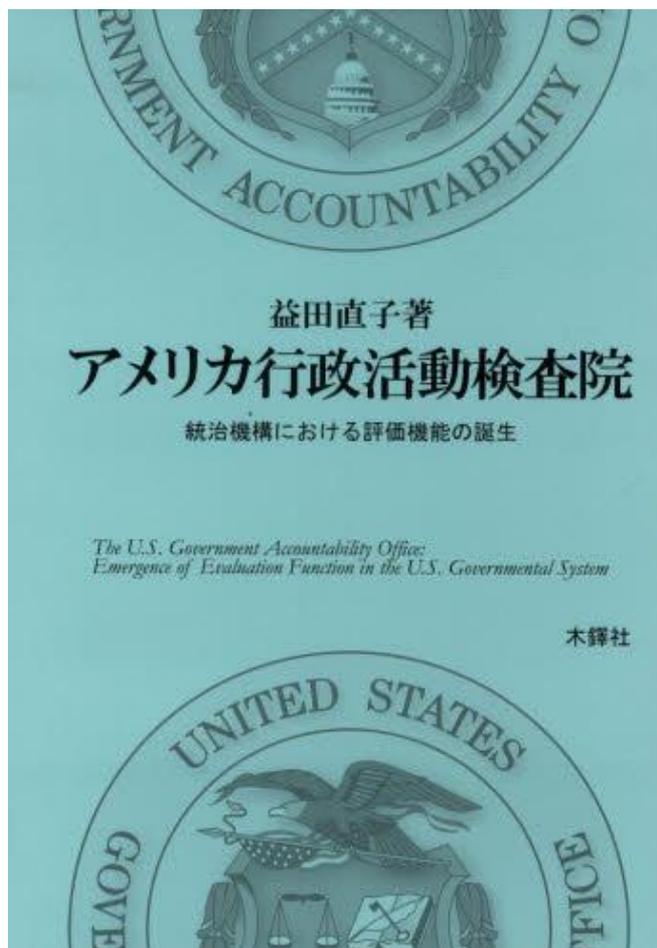
立法府による行政監視 — 諸外国の経験からの示唆

拓殖大学政経学部准教授
益田 直子

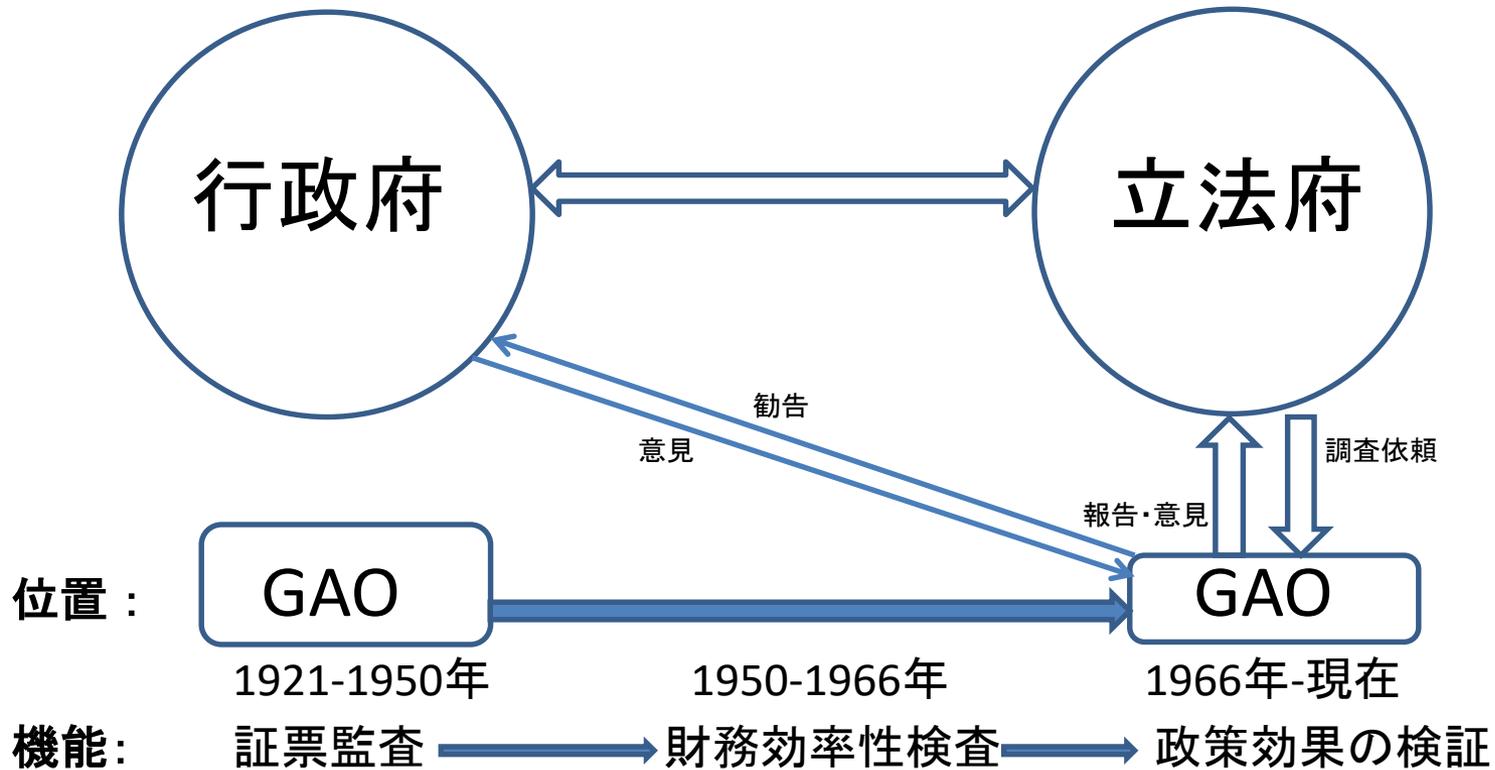
2つの話題

- 1点目：アメリカにおいて、立法府は行政監視の能力を強化するために、なぜ独立かつ立法補佐の機関を必要としたのか。
- 2点目：国際比較の視点から、日本は評価政策と評価文化の成熟度の程度はどのように評価されており、その理由は何か。

『アメリカ行政活動検査院(The U.S. Government Accountability Office: GAO)
—統治機構における評価機能の誕生』(木鐸社、2010年)



GAOの位置と機能の変化



* 2018年度実績: 勧告数(単年度)は1,650件。執行率77%(2014年度勧告のうち4年間で執行された率)。GAOウェブサイト上に未執行の勧告のデータベース有(政策領域別、行政機関別等による検索可)。

立法府とGAOの相互作用と背景

立法府(連邦議会)

- ・GAOに対する議会側の要望に関する報告書(上院・下院)
「議会との関係の密接化、GAO報告書の提出のタイミングの改善、監査の観点を政策効果にまで拡大すること等」を勧告。
- ・必要な法律の制定。

GAO

- ・専門職職員の専門領域の配分の変更、評価・方法論課の新設等の組織改革の実行。質が高く、議会の意思決定のタイミングに合わせた評価書の作成及び件数増加。⇒議会からの信頼を得る。

【背景】

- ・国民による、行政府への不信感と、それを監視すべき議会への不満の増大。
=国民による、政府の正当性への疑念の拡大。

議会改革＝行政府との間にある情報の非対称性の是正。議会のみならず国民にとっても信頼性の高い情報の活用が不可欠となり、党派性やバイアスから自由な独立した情報源の獲得が必要。⇒GAOの活用へ。

「評価政策と評価文化の相互作用」『評価クォータリー』No.38(2016年)

表: 評価文化 (2011年時点)

	I. 政策領域	II. 研究分野	III. 国家的論議	IV. 専門家組織	V. 制度化(政府)	VI. 制度化(議会)	VII. 多元性	VIII. SAI	IX. アウトカム	合計	評価政策 評定結果
フィンランド	2.0	2.0	1.8	2.0	1.8	1.2	2.0	2.0	1.8	16.6	十分に確立した
スイス	1.8	2.0	1.6	2.0	1.3	2.0	1.8	2.0	2.0	16.4	十分に確立した
カナダ	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8	0.8	2.0	1.8	1.8	16.0	十分に確立した
アメリカ	1.6	2.0	1.8	2.0	1.8	1.4	1.6	1.8	1.8	15.8	十分に確立した
オランダ	2.0	1.9	1.5	1.8	1.8	1.5	1.8	1.8	1.4	15.3	十分に確立した
韓国	2.0	2.0	1.7	1.7	2.0	1.7	1.7	1.3	1.3	15.3	十分に確立した
イギリス	2.0	2.0	1.5	2.0	1.5	1.3	2.0	1.8	1.3	15.3	十分に確立した
スウェーデン	1.8	1.6	1.6	1.8	1.8	1.4	1.6	1.7	1.6	14.8	十分に確立した
デンマーク	1.8	1.8	1.8	2.0	1.3	1.0	2.0	1.5	1.3	14.3	—
オーストラリア	1.3	1.7	1.7	2.0	0.7	1.0	1.7	2.0	1.7	13.7	十分に確立した
ノルウェー	1.9	1.5	1.1	1.8	1.4	0.9	1.8	1.8	1.3	13.5	十分に確立した
ドイツ	1.3	2.0	1.3	1.8	1.0	1.0	2.0	1.3	1.5	13.3	十分に確立した
フランス	1.6	1.4	1.8	2.0	1.4	1.2	1.2	1.0	1.4	13.0	十分に確立した
日本	2.0	1.8	1.5	1.3	2.0	0.3	1.5	1.3	1.3	12.9	十分に確立した
イスラエル	1.3	1.8	1.0	1.8	1.3	1.0	1.8	1.3	1.3	12.3	進展した
ニュージーランド	1.4	1.0	1.4	2.0	1.2	0.6	1.4	1.4	1.2	11.6	進展した
スペイン	1.3	1.8	1.5	2.0	1.3	0.5	1.3	0.3	1.5	11.3	進展した
イタリア	1.7	1.7	1.3	2.0	1.3	0.7	1.0	0.3	0.7	10.7	—
アイルランド	1.0	1.3	1.5	1.0	1.0	0.3	1.3	1.0	0.8	9.0	—
平均値	1.7	1.8	1.5	1.8	1.5	1.0	1.7	1.4	1.4	13.7	

- 出典: Jacob et al.(2015)、13頁、表1及びParliamentarians Forum on Development Evaluation in South Asia jointly with EvalPartners(2015)、16頁、表1を基に筆者作成。評価政策評定結果における「—」は、後者の論文の調査対象外であることを示している。

指標:「議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化の程度」の評価が低い理由。

- 他国の議会の中には、
 - ①議会自らが評価を行う場合、
 - ②独立性の高い機関が評価を行うことを求め、議会が法律の策定や修正を行う場合、
 - ③議会における予算審議の中で行政機関が行った評価情報を利用する場合等があることを説明。⇒日本はこれらに該当しないと判断されたと推測。